

令和8年4月6日

令和8年度液晶ディスプレイ一体型電子黒板の購入に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定に基づき、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件名：令和8年度液晶ディスプレイ一体型電子黒板の購入
- (2) 対象機器：別紙「機器仕様書」のとおり
- (3) 数量：別紙「設置学校情報」のとおり
- (4) 納入場所：別紙「設置学校情報」のとおり
- (5) 納入期限：令和8年8月25日
(※設定作業等を行い、使用可能な状態にすること)
- (6) 最低制限価格：設定なし
- (7) 導入機器のほか、別紙「導入機器概要」及び「機器仕様書」に示されている各種費用（導入設置、設定、配線資材、工事、廃棄、調査、研修等の経費）を全て含めて入札に臨むこと。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 本市の「令和8・9年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」の「業種01 事務機、用紙類、文具類、OA機器類」に第1希望業種で登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する

と認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。

- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有していること。
- (5) 本市内に本店又は支店等を有していること。
- (6) 令和8年4月1日時点で、2年以上継続して同種の営業を営んでおり、かつ入札時も引き続き営業していること。
- (7) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ)の関係者又は暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ)でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (8) 別紙「機器仕様書」に示した機器を納入できる者であること。

3 契約条項を示す場所 本市ホームページに掲載

4 入札説明会 実施しない

5 質問・回答

- (1) 本件入札に関する質問がある場合は、「(別紙①)質問書」に質問内容を記載し、メールで提出すること。提出後は、必ず確認の電話をすること。
- (2) 提出期限：令和8年4月13日(月)正午
- (3) 回答方法：令和8年4月15日(水)までに本市ホームページに掲載。
※質問の提出がない場合は、本市ホームページへの掲載は行わない。

6 同等品確認・回答

- (1) 「(様式4)応札物品仕様適合確認書」に内容を記載し、仕様に適合する同等品であることが確認できるカタログ等の写しを添付し、メールで提出すること。提出後は、必ず確認の電話をすること。
- (2) 提出期限：令和8年4月13日(月)正午
- (3) 回答方法：令和8年4月15日(水)までに「(様式4)応札物品仕

様適合確認書」を提出した者に対し、メールで回答する。

7 入札参加申請

(1) 本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、公告に定める日までに申請書及び添付書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、本件入札に参加することができない。

① (様式1) 入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書

② (様式2) 入札保証金納付(免除)申請書

③ (様式3) 契約実績証明書

(2) 令和8年4月16日(木)午後5時までに、直接持参又はメールで提出すること。メールで提出する場合は、提出後に必ず確認の電話を行い、原本は入札時に提出すること。

8 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時：令和8年4月17日(金)午後2時

(2) 場所：那覇市役所11階 1101AB会議室

(3) 入札時提出書類

① 入札書(本市様式)

② (代理人が入札する場合) 委任状(本市様式)

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる)が契約金額となる。

9 入札保証金に関する事項

入札金額の100分の5以上とする。ただし、那覇市契約規則第8条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除とする。免除を受ける場合、「(様式2)入札保証金納付(免除)申請書」と以下のいずれかの書類を提出すること。

第1号：入札保証保険契約に係る保険証券の写し

第3号：「(様式3)契約実績証明書」と契約書の写し

10 契約保証金に関する事項

那覇市契約規則第30条各号の規定に該当する場合は、免除とする。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 本市法制契約課に届出した住所、商号若しくは代表者名又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札書（ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りではない。）
- (8) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (9) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (11) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (12) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (13) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (14) 郵送による入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

※本件は、予定価格を非公表としている。1回目で落札しない場合、引き続き2回目、3回目の入札を実施するため、それを踏まえた上で、入札参加者で入札書を予め準備しておくこと。

13 特記事項

- (1) 本件は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
- (2) 本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定する議会の議決に付すべき財産取得であることから、入札後、仮契約を締結し、議会の承認を得て本契約となる。承認を得られないときは、仮契約は無効となる旨を了承の上、入札へ参加すること。

14 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札は延期となる場合がある。延期後の日時は、追って本市ホームページへ掲載する。

15 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号12階

那覇市教育委員会 学務課 学校支援室

担当：平良、喜舎場

TEL：098-917-2106

メール：johoshien@naha-c.nahaken-okn.ed.jp